

薬生食監発0331第2号
令和2年3月31日

各
〔 都 道 府 県
保 健 所 設 置
特 別 区 〕
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
（ 公 印 省 略 ）

営業届出業種の設定について

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号。以下「改正法」という。）により営業届出制度が創設され、営業（改正法による改正後の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第54条に規定する営業、公衆衛生に与える影響が少ない営業※で政令で定めるもの及び食鳥処理の事業を除く。）を営もうとする者は、営業所の名称、所在地及び営業の種類等を都道府県知事等に届け出ることとなりました。

食品等事業者の営業は多種多様な種類が存在することから、日本標準産業分類を参考に別紙1のとおり分類し、各業種の範囲は別紙2のとおりとすることとしましたので、別紙1、2を踏まえ該当する業種を選択し届出するよう、手続の円滑な運用に格別の御配慮方を願います。

※公衆衛生に与える影響が少ない営業

- 1 食品又は添加物の輸入をする営業
- 2 食品又は添加物の貯蔵のみをし、又は運搬のみをする営業（食品の冷凍又は冷蔵業を除く。）
- 3 容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれた食品又は添加物のうち、冷凍又は冷蔵によらない方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化により食品衛生上の危害の発生のおそれがないものの販売をする営業
- 4 器具又は容器包装（合成樹脂以外の原材料が使用された器具又は容器包装に限る。）の製造をする営業
- 5 器具又は容器包装の輸入をし、又は販売をする営業